

陳第2号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情

1 陳情年月日 令和4年2月4日

2 陳情者

3 陳情の要旨 シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しているところです。

令和5(2023)年10月に、消費税において、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入される予定となっており、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生します。しかし、公益事業を行なうセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はありません。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念され、センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題であります。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税

の納税義務が免除されているところです。

少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、「適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ控除が認められる」適用除外等の措置を講ずる必要があります。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定により、国会及び政府に対し、下記の項目に関する意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

記

- 1 少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる措置を講じること。